

# 介護サービス費の負担割合と介護給付費の財源内訳について

問合せ:住民ほけん課 高齢介護担当 ☎ 991-1886

介護保険制度は、皆さんが介護や社会的支援を必要とする状態になったとき、自立した日常生活を営むことができるように、介護サービスの提供などを行う制度です。

制度を運営するために、介護サービスを利用した方には費用の10%又は20%を負担していただき、残りの90%又は80%(介護給付費)は、40歳以上の方に納めていただく介護保険料と国・県・町の公費で負担しています。

介護サービス費の負担割合と介護給付費の財源内訳は【図1】のとおりです。

65歳以上の方の保険料の納付方法には、納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」と、年金から天引きさせていただく「特別徴収」の2種類があります。

40歳から64歳までの方の保険料は、健康保険料や国民健康保険税と一体で納めていただいています。

制度をご理解いただき、保険料の納付をお願いします。

【図1】  
介護サービス費の負担割合

介護給付費 90%又は80%	利用者負担 10%又は20%
介護給付費の財源内訳	
公費(国・県・町) 50%	65歳以上の方の保険料 22%
	40歳以上65歳未満の方の保険料 28%

# 平成28年度 松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況について

問合せ:総務課 職員文書担当 ☎ 991-1896

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況を公表します。

## 1 松伏町情報公開条例

公文書の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
町長	3	0	1	2	3
教育委員会	1	0	1	0	1
合計	4	0	2	2	4

注1 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

## 2 松伏町個人情報保護条例

(1)保有個人情報の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
町長	4	3	3	0	6
合計	4	3	3	0	6

注1 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

注2 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の保有個人情報請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

(2)保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。

※各条例に基づく請求内容等につきましては町ホームページに掲載されている「平成28年度松伏町情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書」をご覧ください。